

山梨県公報

第千三百三十四号

平成十四年

十一月十一日

月 曜 日

目 次

告 示

結核予防法に基づく医療機関の指定…………… 六〇一

廃川敷地等(二件)…………… 六〇一

建築基準法に基づく道路位置指定…………… 六〇一

公 告

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について…………… 六〇一

告 示

山梨県告示第四百六十三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十四年十一月十一日

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地
株式会社ウエノウエノ池田薬局	甲府市長松寺町六番地一
いずみ薬局	北巨摩郡大泉村谷戸二千九百七十番地六
大月市薬剤師会会営大月調剤薬局	大月市大月町花咲千二百六十四番地四

山梨県告示第四百六十四号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、告示する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十一月十一日

- 一 河川の名称 富士川水系 鼓川 山梨県知事 天 野 建
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十四年十一月七日
- 三 廃川敷地等の位置 東山梨郡牧丘町大字倉科字石間草四千八百二十番地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 千五百十一・四四平方メートル

山梨県告示第四百六十五号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、告示する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び富士北麓・東部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十一月十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 河川の名称 相模川水系 河口湖
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十四年十一月十一日
- 三 廃川敷地等の位置 南都留郡河口湖町大字小立字鳥原千九百九十五番地先から千九百九十一番二地先まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 三百八十一・一六平方メートル

山梨県告示第四百六十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十一月十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の位置 東八代郡石和町川中島字南三斗町二二〇六番四及び二二〇七番一
- 二 道路の幅員 最大 四・八七メートル 最小 四・三二メートル
- 三 道路の延長 三十四・八四メートル

公 告

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発工為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十四年十一月十一日

山梨県知事 天野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 北都留郡上野原町八ツ沢字花柄一九、二〇の二、二〇の六、二二、二二の三、二二三の四、三二の乙、三二の六、三三、三五の乙、三九の一、四六の一、四七の一、四九の二、一三四、一三五の一四、一三五の一八、一三八の乙、一四三の乙、一五〇の乙、二一九三の三、二一九三の四、二一九三の五、二一九三の六、二一九三の七、二一九三の八、二一九三の九、二一九三の一〇、二一九三の一五の一部、二一九三の三八、二一九三の三九、二一九三の一〇六及び二一九三の一〇並びに大柵字久保坂四六の二
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 緑 道 水 地 路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を土木部建築指導課、富士北麓・東部地域振興局大月建設部及び上野原町に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目二十五番二号 株式会社フジタ